

(2) 許可地域（特定地域を除く）の許可の基準

禁止地域外の地域を「許可地域」とします。許可地域では、基本的に許可を受けて広告物を出すことができます。特定地域を除く許可地域の許可の基準は、以下のとおりです。

→ 広告旗、掛看板、はり紙、はり札、立て看板、電柱街灯柱利用広告物、標識利用広告物、アーチ利用広告物、自動車利用広告物、アドバルーン、バス停上屋利用広告物の許可基準は P.13・14

規則別表第2の1

区分			許可の基準
建築物利用 広告物	屋上利用 広告物	表示面積※1	総壁面面積※2の1/10以下（木造建築物を利用する場合は10㎡以下） ただし、1/10が10㎡未満のときは10㎡以下
		広告物の 上端の高さ	地上から軒高の5/3以下で、かつ、48m以下 ただし、5/3が12m未満のときは、地上から12m以下（木造建築物を利用 する場合は地上から12m以下）
		その他	壁面から突き出していないこと
	壁面利用 広告物	表示面積※1	広告物を表示する一の壁面の面積（開口部分の面積を含む）の1/5以下 ただし、近隣商業地域及び商業地域については3/10以下
		その他	建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示 し、又は設置しない
	突出し 広告物	広告物の 上端の高さ	壁面の高さ以下
		広告物の 下端の高さ	道路上に突き出す場合は、歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあ っては路面から4.5m以上
		壁面からの 突出し幅	1.2m以下
	建築物から 独立した広告物	表示面積※1	10㎡以下 ただし、自家広告物については、60㎡以下
広告物の 上端の高さ		地上から10m以下	
広告物の 下端の高さ		道路上に突き出していないこと ただし、自家広告物については、道路上に突き出す場合は、歩道上にあっ ては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上	
色彩		市街化調整区域においては、使用されている色彩のうち面積が最大のもの のマンセル値による彩度は6以下（自家広告物は、この限りでない）	
広告幕 （つり下げを含む）	広告物の 長さ・幅	15m以下×1.2m以下	
	広告物の 下端の高さ	道路上においては、路面から5m以上	

※1 表示面積：複数の広告物の表示等を行う場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積

※2 総壁面面積：広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積

